

医薬品の製造販売後調査に係る経費の算定基準

地方独立行政法人市立秋田総合病院

「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（G P S P省令、平成 16 年 12 月 20 日付厚生労働省令第 171 号）の施行に伴い、使用成績調査及び特定使用成績調査の受託経費について当院における算定基準および徴収方法をつぎのとおりとし、平成 26 年 4 月 1 日より実施するものである。

(1) 調査経費

当該調査に要する経費のうち、診療に係らない経費等（調査票作成費等）であって調査の適正な実施に必要な経費。終了時に実施症例に応じて後納とする。

(2) 旅費

当該調査の遂行に必要な出張等に伴う旅費は、別途協議するものとする。

(3) 管理費

当該調査に係る光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、その他調査の進行管理に要する経費。
上記経費 (1) 調査経費 (実施症例分) の 10/100 を終了時に後納とする。

(4) 建物使用料等

建物使用料、技術料、機械損料等として 上記経費 (1) 調査経費と (2) 管理費の合計額の 30/100 に相当する額を終了時に後納とする。

(5) その他経費

当該調査に必要な追加の検査・画像診断料等。
診療月の翌月に依頼者より徴収する。